

ごみ焼却処理施設の 排出ガス の測定値を公表します

ごみの焼却に伴って排出される排出ガスの測定値を、次のとおり公表します。
 今回の結果については、国の規制値はもとより、施設管理値を十分満たす結果となっております。

【みかもクリーンセンターの排出ガスの測定値】

▶測定日 9月6日(火)～7日(水) 全項目測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等※1
ばいじん	g/Nm ³	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	1.7	2.9	30以下	1,260以下
塩化水素	ppm	6.4	10	43以下	430以下
窒素酸化物	ppm	35	31	50以下	250以下
一酸化炭素	ppm	1	1	30以下	法令100以下 ガイドライン30以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.00088	0.000076	0.05以下	法令1以下 ガイドライン0.1以下

【葛生清掃センターの排出ガスの測定値】

▶測定日 8月5日(金) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物測定、
 10月4日(火)～5日(水) ダイオキシン類測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等※1
ばいじん	g/Nm ³	0.005	0.004	0.05以下	0.25以下
硫黄酸化物	ppm	12	13	60以下	2,790以下
塩化水素	ppm	47未満	49	184以下	430以下
窒素酸化物	ppm	160	130	200以下	250以下
一酸化炭素	ppm	定期測定実施せず※2			法令100以下 ガイドライン50以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.21	0.057	—※3	法令10以下 ガイドライン1以下

<補 足>

ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素の測定結果は、大気汚染防止法に基づく乾きガス、酸素濃度12%換算値である

測定値中の～未満の表記は、定量下限値未満のことで、定量下限値とは、その装置で正確に測定できる最低濃度のことであり

- ※1 みかもクリーンセンターと葛生清掃センターとで国の規制値、指針値などが異なるのは、炉の種類、処理能力、稼働開始時期などにより適用される値が異なるため
- ※2 一酸化炭素については、法で定める定期の測定項目には該当せず、常時測定し記録するという項目となっている。なお、みかもクリーンセンターについては、建設時から性能確認項目に含まれているため、他項目と同時に測定を行っている
- ※3 葛生清掃センターのダイオキシン類の施設管理値に記載が無いのは、建設当時ダイオキシン類を規制する法律がなかったため、国の規制値に準じている

○用語、単位などの一般的な説明

- ・ばいじん…排出ガスに含まれるすすなど。喘息や気管支炎の原因となる
- ・硫黄酸化物…石油などの硫黄分が燃えることで生じる。呼吸器を刺激する
- ・塩化水素…強力な刺激物質で、鼻や気道の粘膜を刺激する
- ・窒素酸化物…物が燃えるとき窒素分により発生する。光化学スモッグの原因物質
- ・一酸化炭素…有機物が不完全燃焼したとき発生する。中毒など引き起こす
- ・ダイオキシン類…塩素を含む物質の不完全燃焼により発生する。発ガン性がある
- ・g/Nm³…1立方メートル中に1g含有することを表す濃度
- ・ppm…100万分の1を表す単位。1ppm=0.0001%
- ・ng-TEQ/Nm³…(ng/Nm³)は1立方メートル中に1gの10億分の1含有することを表し、(TEQ)はダイオキシン類の量を毒性に換算したことを示すもの



【お詫び】 広報の作成にあたり、国の規制値、指針値などを確認したところ、葛生清掃センターのばいじんの規制値に誤りがありました。これは、前回の広報でダイオキシン類の規制値の訂正を行いました。ばいじんにつきましても同じ理由により訂正が必要であったものです。理由としては、法の規制値を適用するにあたり、1炉あたりの処理能力によるものを2炉の計としていたため、今回の広報より訂正いたします。

■問合せ クリーン推進課 ☎(22)2654

平成24年経済センサスー活動調査 ～経済の国勢調査を実施します～

調査の目的…この調査は、我が国の全産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を、全国的・地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。

調査期日・対象…平成24年2月1日現在で実施し、全国すべての企業・事業所が対象です。

調査事項…経営組織、事業所の開設時期、従業員数、事業内容、売上など。

報告の義務…この調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づいた基幹統計調査として実施します。この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査員には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない守秘義務を規定しています。これらに反したときには罰則が定められており、調査事項は統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは、絶対にありません。

調査の方法…調査票は平成24年1月末日までにお届けしますので、2月1日以降に提出してください。

【調査員による調査】

支社などのない事業所および新設された事業所を、都道府県知事が任命する調査員が訪問します。

【国、都道府県および市による調査】

支社などを有する企業、一定規模以上の製造業の事業所および純粋持株会社を、民間事業者を通じて郵送で調査を行います。

支社などを有する企業には、企業に属するすべての支社などの情報を正確に把握するため、「事業所等確認票」で確認していただいた結果に基づき、企業および傘下の支社などの事業内容に対応した調査票を企業の本社などに一括して送付します。企業全体の売上高や支社ごとの従業員数や売上金額などについても本社などで記入していただき、郵送またはインターネットで回答してください。

調査の結果…「経済センサス-基礎調査」で把握していた産業別の事業所数や従業員数は、引き続き提供します。また、新たに産業別の売上高や付加価値額などを提供します。活動調査結果により、すべての産業の経済活動の実態が明らかになるほか、サービス産業についても詳細な実態を明らかにします。

■問合せ 政策調整課統計係 ☎(20)3001

なお経済センサスの詳細は、こちらのホームページをご覧ください

(<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>)



平成22年国勢調査について
総務省統計局から、平成22年国勢調査「人口等基本集計結果」が公表されました。佐野市の人口と世帯数はそれぞれ次のとおりです。

☎(20)3001
■問合せ 政策調整課統計係

区分		人口総数	男	女	世帯総数
全国	平成22年	128,057,352	62,327,737	65,729,615	51,950,504
	平成17年	127,767,994	62,348,977	65,419,017	49,566,305
	増減	289,358	△ 21,240	310,598	2,384,199
栃木県	平成22年	2,007,683	996,855	1,010,828	745,604
	平成17年	2,016,631	1,002,114	1,014,517	709,346
	増減	△ 8,948	△ 5,259	△ 3,689	36,258
佐野市	平成22年	121,249	59,499	61,750	45,178
	平成17年	123,926	60,917	63,009	43,888
	増減	△ 2,677	△ 1,418	△ 1,259	1,290

「人口等基本集計」とは、全ての調査票を用いて市区町村別の人口、世帯、住居に関する結果および外国人、高齢者世帯などに関する結果について集計したものです。

※詳しくは、統計局のホームページをご覧ください

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>